第4期計画策定の趣旨

- ●地域共生社会の実現に向けて改正された社会福祉法を踏まえ、包括的な支援体制整備や地域づくり等を進める市町村の取組を支援すること等により、府内の地域福祉の推進を図る。
- ●第4期計画では、多様な地域生活課題に対応するため、従来の取組に加え、高齢や障がい等の福祉サービスや教育・医療等の他分野との連携及び公民協働を一層進めることにより、孤立の防止や制度の狭間を埋めるなど地域福祉のセーフティネットの充実・強化に取り組む。

【地域福祉推進に向けた原則】①人権の尊重と住民主体の福祉活動、②ソーシャル・インクルージョン、③ノーマライゼーション

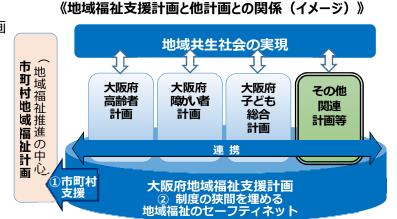
【計画策定の基本視点】①複合化・複雑化した地域生活課題への対応 ②「だれもが暮らしやすい」地域づくりの推進 ③地域実情に応じた地域福祉の推進

計画の位置づけ・めざすビジョン・計画期間

- ■位置づけ: 社会福祉法第 108 条の規定による都道府県地域福祉支援計画 ①地域福祉を推進する市町村地域福祉計画を支援
- ②各福祉分野が共通して取り組むべき事項等を記載し、制度の狭間 を埋める地域福祉のセーフティネットの拡充等について定める
- ■めざすビジョン:

『誰もが困ったときに身近なところで支援を受けられる地域社会』 『地域のつながりの中で、ともに支え、ともに生きる地域社会』 『あらゆる主体の協働により福祉活動が実践されている地域社会』

- ■計画期間:令和元年度から令和5年度(5年間)
 - 4期計画の中間年である令和3年度に見直しを行った



地域福祉を推進する重点取組

※下線部分が中間見直しの箇所

施策の方向性 重点取組 主な目標・指標 1 市町村と連携したセーフティネットの拡充 ◆CSW 配置人数 (1) ▶ 市町村における包括的支援体制の構築 ▶ 地域づくり、新たな地域福祉活動の開発等 ◆重層的支援体制整備事業及び移行 地域福祉の ▶ CSW 設置促進・資質向上等 ▶ 関係機関の連携協働促進 準備事業の実施自治体数 セーフティネッ ② 生活困窮者への支援や、ひきこもり・自殺対策等の充実 ◆生活困窮者自立支援制度における トの拡充 ▶ 生活困窮者への支援 ▶ 子どもの貧困 ▶ 就労支援など 努力義務事業実施自治体数 ◆「ひきこもり支援ネットワーク」の構築自 ▶様々な課題などの対応(ひきこもり支援、ヤングケアラー支援、孤独・孤立対策、自殺対策・ 依存症等、人権·犯罪被害·男女相談等) 治体数 ③ 災害時における避難行動要支援者に対する支援体制の充実 ◆災害時安否確認の方法等 ▶避難行動要支援者名簿の更新·利活用 ▶ DWAT の設置 ◆地域連携ネットワークの構築・中核 (2) ① 虐待や DV 防止に向けた地域における取組の推進 地域における 機関の設置 ▶虐待·DVの理解促進▶相談機能の強化·連携▶市町村支援 権利擁護の ◆成年後見制度の担い手確保 ② 成年後見制度等の利用促進 推進 ◆日常生活自立支援事業の待機者数 ・地域連携ネットワークの構築・中核機関の設置・制度(市民・法人)の担い手確保 ③ 消費者被害等の未然防止 ◆介護・福祉人材の確保 (3)① 地域づくりにつながる人づくり 地域福祉を ◆教育・保育人材の確保 ▶人材育成・機会創出(災害ボランティア含む) ▶ 福祉・ボランティア教育 担う多様な ② 民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくり 人づくり ③ 介護・福祉人材の確保 ト参入促進等ト資質向上 ④ 教育・保育人材の確保 ト保育人材の養成・就業促進ト定着支援等ト資質向上 (4) ◆居住支援協議会の設置 ① 安全・安心に暮らせる住まいと福祉のまちづくりの推進 地域の生活と ◆モデル事業の実施と「地方再犯防止 ▶ 住宅確保要配慮者への居住支援 ▶ 福祉有償運送の振興 ▶ 福祉のまちづくり 福祉を支える 推進計画」の策定等 ② 矯正施設退所予定者等への社会復帰支援 基盤強化 地域生活定着支援センターの理解等促進再犯防止に向けた支援体制の構築 ③ 社会福祉協議会に対する活動支援 ④ 福祉基金の活用・推進 ⑤ 第三者評価等による福祉サービスの質の向上 ⑥ 社会福祉法人及び福祉サービス事業者への適切な指導監査 ◆改正社会福祉法に対応した市町村 ① 地域の実情に合わせた施策立案の支援 市町村支援 地域福祉計画の改定 ▶ 大阪府地域福祉・高齢者福祉交付金の有効活用 ▶ 施策立案支援 ② 市町村地域福祉計画の策定・改定支援

《大阪府の地域福祉のセーフティネット(イメージ)》

